

1 1 障害福祉サービス等を利用する



○障害福祉サービスとは？

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害者や難病患者へ提供されるサービス（支援）のことです。

○障害福祉サービスを利用するには？

利用するためにはまず支給決定を受ける必要があります。支給決定は、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に行われます。

また、障害福祉サービスの介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なります。「介護給付」を受ける場合は、サービスの種類や年齢等に応じた障害支援区分の認定を受けることが必要です。

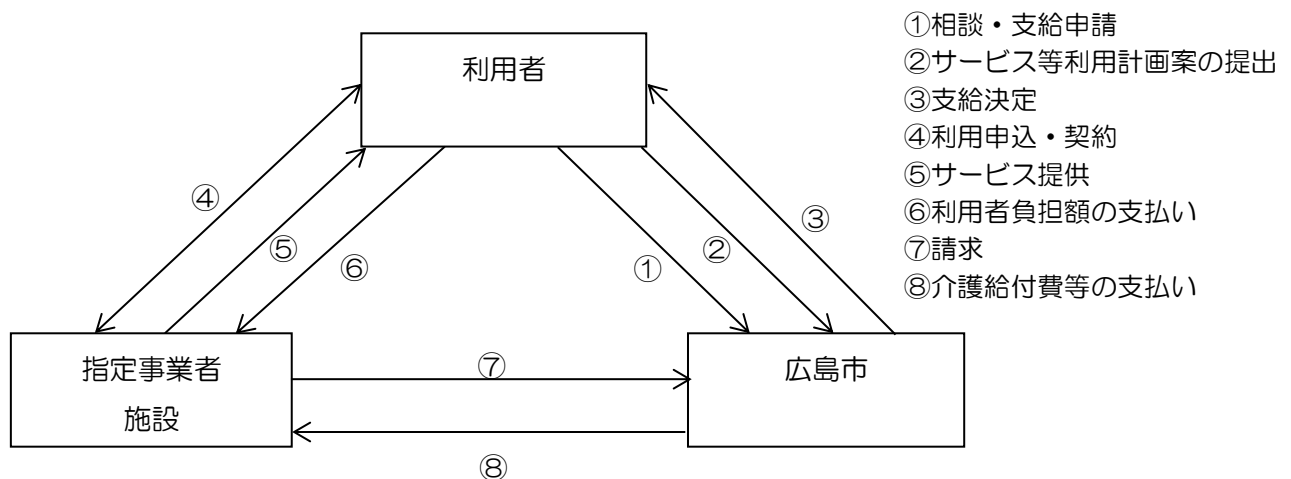
詳しくは各区福祉課障害福祉係（78ページ）にお問い合わせください

○どんなサービスがあるの？

サービスの種類	対象要件・年齢等 (年齢に記載がない場合は、年齢制限なし)	内 容	
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する者 (児)	サービス等利用計画案の作成及び、検証（モニタリング）を行います。また、サービスの利用調整を行います。	
介 護	居宅介護 (身体介護・家事援助等・通院等乗降介助)	障害支援区分1以上 (身体介護を伴う通院等介助については区分2以上) 通院等介助：就学児以上	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	障害支援区分4以上(病院等に入院時において意思疎通の支援は区分6以上)かつ18歳以上で ①重度の肢体不自由者 ②知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
給 付	行動援護	障害支援区分3以上	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害者等	視覚障害により移動に著しい困難のある人の外出時に同行し、代筆、代読などにより移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。
	重度障害者等包括支援	障害支援区分6	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	障害支援区分1以上	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(宿泊を伴うもののみ)。

介護給付	療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ALS等で気管切開を伴う呼吸管理が必要な区分6の者 障害支援区分5以上で筋ジストロフィー患者等重症心身障害者 	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 ※療養介護医療を伴います。
	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ①障害支援区分3以上（障害者支援施設の入所者は区分4以上） ②50歳以上は区分2以上（入所者は区分3以上） 	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障害支援区分4以上 18歳以上 (50歳以上は区分3以上)	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	18歳以上	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※宿泊型自立訓練もあります。
	就労移行支援	18歳以上	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	18歳以上	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	18歳以上	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	18歳以上	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	18歳以上	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	18歳以上	施設や病院等に入所又は入院している障害者に対して、住居の確保や地域に移行するための活動に関する相談や福祉サービスの体験利用などを含めた必要な支援を行います。
	地域相談支援	18歳以上	ひとり暮らしなど同居者による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因した緊急の事態等に相談等の支援を行います。

○利用までの流れは？



① 相談・支給申請

どのようなサービスが必要か、どのような指定事業者・施設があるのかなどの相談や情報提供及び申請の受付を各区福祉課で行っています。受けたいサービスが決まったら、申請書を提出します。
※広島市ホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) 内「広島市内の障害福祉サービス 等及び地域生活支援事業 事業者・施設情報一覧」に事業所一覧もあります。

② サービス等利用計画案の提出

障害福祉サービスの利用をするためのサービス等利用計画案を、指定特定相談支援事業所※と契約して作成してもらい、区役所に提出します。サービス等利用計画案に代えて、本人や家族等の支援者が作成したセルフプランを提出することもできます。サービス等利用計画案の作成について利用者の費用負担はありません。 ※指定特定相談支援事業所：障害者が障害児通所支援や障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、サービスの利用開始後、一定期間ごとにモニタリング（内容が適切かどうかなどサービス等の利用状況の検証）を行うなどの支援を行います。

③ 支給決定（詳しくは、次ページをご覧ください。）

〔介護給付を希望する場合〕

まず、市が認定調査を行います。その結果や医師意見書などによる審査会での審査を踏まえ、市が障害支援区分（区分1～6）の認定を行います。さらに、勘案事項やサービスの利用意向などを踏まえ、市が支給決定を行い、受給者証を交付します。

〔訓練等給付を希望する場合〕

まず、市が認定調査を行います。さらに勘案事項やサービスの利用意向などを踏まえ、市が暫定支給決定を行います。一定期間、サービスを利用されたのち、それを評価し、個別支援計画を立てて本支給決定を行い、受給者証を交付します。

④ 利用申込、契約

支給決定を受けた利用者は、指定事業者・施設に利用の申込みを行い支給決定の範囲内で契約を結びます。

⑤ サービス提供

契約を締結した利用者は、受給者証を指定事業者・施設に提示し、契約の範囲内でサービスの提供を受けます。

⑥ 利用者負担額の支払い

サービス提供を受けた利用者は、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑦ 請求・介護給付費等の支払い

指定事業者・施設は、利用者負担額などを除いた介護給付費・訓練等給付費を市に請求します。

⑧ 介護給付費等の支払い（代理受領）

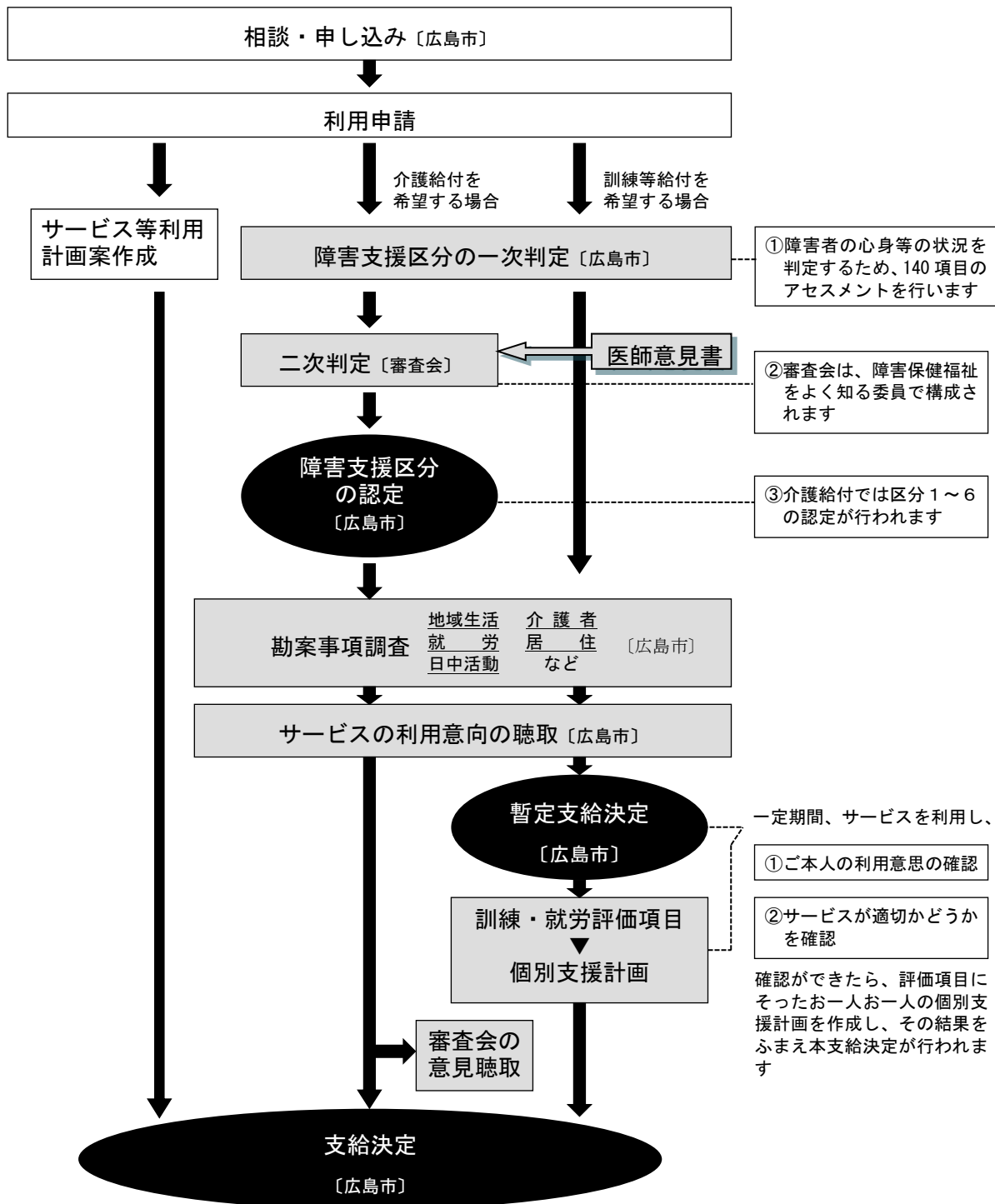
市は、介護給付費・訓練等給付費を指定事業者・施設に支払います。

【支給決定の流れ】

障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ① 障害者の心身の状況（障害支援区分）
- ② 社会活動や介護者、居住等の状況
- ③ サービスの利用意向
- ④ サービス等利用計画案

①～④を勘案し支給決定を行います。



○障害支援区分ってなに？

障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1から区分6まであります（数字が大きいほど、必要とされる支援の度合いが高いことを意味します。）。サービスによっては、一定の区分以上であることが利用の要件となっているものがあります。

○利用料金は？

所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担です。一部のサービスには、食費・光熱水費等の実費負担があります。

なお、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減制度があります。

【月ごとの利用者負担の上限額】

障害者世帯の場合

所得区分		利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円
利用者及び配偶者が市民税非課税		0円
利用者及び配偶者が 市民税課税	市民税所得割額 16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	上記以外	37,200円

障害児世帯（施設に入所する18、19歳を含む）の場合

所得区分		利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	市民税所得割額 28万円未満の居宅で生活する障害児	4,600円
	市民税所得割額 28万円未満の施設入所の障害児	9,300円
	上記以外	37,200円

【各種の軽減制度】

同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用された場合などの「高額障害福祉サービス費」の償還払い制度や、食費等実費負担の軽減措置、生活保護への移行防止措置などがあります。

○障害福祉サービス以外のサービスも知りたい

●日中一時支援事業

家族の就労及び一時的な休息等のために、障害者等を、障害者福祉サービス事業所や障害者支援施設などにおいて、日帰りで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供します。

○対象 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等、障害児

○費用 サービス費用の1割負担となります。

○手続き・問い合わせ先 各区福祉課障害福祉係（78ページ）

階層区分	利用者負担（サービス費用の1割）		利用者負担上限月額	
生活保護世帯	0円			
市民税非課税世帯	0円			
市民税課税世帯	1回あたり	軽・中度障害者（児）	重度障害者（児）	1,500円
	4時間未満	170円	240円	
	4時間以上	340円	480円	
	8時間未満	510円	710円	
	8時間以上	510円	710円	

※軽・中度障害者（児）とは、重度障害者（児）以外の方。重度障害者（児）とは、障害者については区分5以上の方、障害児については区分3の方です。

●障害者（児）移動支援事業

障害者（児）の方が外出等社会参加活動をするとき、移動支援事業者の資格を有するガイドヘルパーが付添介助を行います。

○対象者 単独で外出することが困難な肢体不自由者（児）※、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）及び難病患者等※ ※：一定の要件あり

○対象 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外です。）

○利用時間 月80時間が上限（ただし、行動援護、同行援護または社会参加支援ガイドヘルパーの派遣をあわせて利用する場合は、合わせて月80時間が上限となります。）

○費用 サービスに要する費用の額の1割となります。

○手続き・問い合わせ先 各区福祉課障害福祉係（78ページ）

○備考 その他にも、障害者（児）の方が、外出の際にご利用になれるサービスとして、重度訪問介護、行動援護、同行援護などがあります。

障害者世帯の場合

所得区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円	
利用者及び配偶者が市民税非課税世帯		0円	
利用者及び配偶者が市民税課税	市民税所得割額4万円未満	1時間あたり190円	1,500円
	市民税所得割額4万円以上	円又は290円※	9,300円

障害児世帯の場合

所得区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円	
市民税非課税世帯		0円	
市民税課税世帯	市民税所得割額4万円未満	1時間あたり190円又は290円※	1,500円
	市民税所得割額4万円以上28万円未満		4,600円
	市民税所得割額28万円以上		9,300円

※行動上の困難を有する知的・精神障害者（児）へのサービス費用の1割は1時間あたり290円です。

●障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業

障害者（児）の方が外出等社会参加活動をするとき、社会参加支援ガイドヘルパーを派遣して付添介助を行います。

○対象者 単独で外出することが困難な肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）のうち、障害者（児）移動支援事業等の全部または一部を利用しない方

○対象 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出（ただし、通勤等を除く経済活動に係る外出、社会通念上適当でない外出等は対象外です。）

○利用時間 障害者（児）1人につき、移動支援事業等の決定時間と併せて、1か月あたり80時間以内です。（常時2人のヘルパーが付き添う場合は40時間分となります。）

○費用 無料（一部実費負担あり。）

○手続き 各区社会福祉協議会

名 称	事務局所在地	電話番号	FAX 番号
中区社会福祉協議会	中区大手町四丁目 1-1 大手町平和ビル 中区地域福祉センター内	249-3114	242-1956
東区社会福祉協議会	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター内	263-8443	264-9254
南区社会福祉協議会	南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館内	251-0525	256-0990
西区社会福祉協議会	西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター内	294-0104	291-7096
安佐南区社会福祉協議会	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター内	831-5011	831-5013
安佐北区社会福祉協議会	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター内	814-0811	814-1895
安芸区社会福祉協議会	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター内	821-2501	821-2504
佐伯区社会福祉協議会	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館内	921-3113	924-2349

●地域活動支援センターⅡ型事業所

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、創作的活動や機能訓練、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、入浴等のサービスを実施しています。

○対象 18歳以上の方（就学中である方を除く。）

○費用 障害福祉サービスと同じ（52ページをご覧ください。）

○相談窓口 各区福祉課障害福祉係（78ページ）

○その他 障害福祉サービスと同様、利用にあたり広島市の支給決定を受ける必要があります。

●民間の家事援助サービス

会員として登録した高齢者が、低廉な料金で福祉・家事援助サービスの提供を行っています。（高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けできないことがあります。）

○内容 ① 家事・介護に関すること ② その他必要なサービス

○費用 詳しくは窓口へお問い合わせください。

○窓口

名 称	所 在 地	管 轄	電話番号 (FAX 番号)
(公社) 広島市シルバー人材センター 本部	中区西白島町23-9	中区、東区、 南区、西区	223-1156 (223-8528)
(公社) 広島市シルバー人材センター 北支部	安佐北区可部四丁目13-13	安佐南区、 安佐北区	815-5251 (815-1139)
(公社) 広島市シルバー人材センター 安芸出張所	安芸区船越四丁目28-3	安芸区	822-0300 (822-0386)
(公社) 広島市シルバー人材センター 佐伯出張所	佐伯区海老園二丁目5-28	佐伯区 (湯来町を除く)	922-0520 (922-0587)
(公社) 広島市シルバー人材センター 佐伯出張所-湯来分室	佐伯区湯来町大字和田333番 地	佐伯区 湯来町	0829-83-0739 (0829-83-0739)

●福祉型障害児入所施設

障害児を入所させ保護し、日常生活の指導、知識技能の付与を図ることを目的とした施設です。

○入所対象 身体障害児、知的障害児、精神障害児（発達障害児を含む。）

○指導内容 ①食事・排便・衣服の着脱などの生活指導 ②情操教育集団生活訓練などによる社会適
応訓練 ③それぞれの能力に応じた職業指導や教育指導など

○費用 原則施設利用に係るサービス費用の額の1割及び食費等実費（下表に掲げる上限月額の内）。その他、軽減制度があります。

○入所相談 広島市児童相談所（4ページ）

所 得 区 分		利用者負担上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯	20歳未満の施設入所者で市民税所得割額が28万円未満の方	9,300円
	上記以外の方	37,200円